

基安安発 0131 第 1 号
平成 25 年 1 月 31 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(公印省略)

労働災害発生状況に関するヒアリングの実施の枠組みについて

休業 4 日以上の労働災害は平成 22 年、23 年と 2 年連続で増加し、24 年も未確定ではあるものの、前年に比べ増加することがほぼ確実な状況にある。

このような危機的な状況の中、労働災害発生状況やその要因を踏まえた適切な労働災害防止対策の推進に資するため、別紙のとおり労働災害増加局に対するヒアリング実施要綱を定めることとしたので、了知されたい。

なお、ヒアリング対象となる局には別途通知を行っていることを申し添える。

労働災害増加局に対するヒアリング実施要綱

平成 2 5 年 1 月
安全衛生部安全課

1 背景

- (1) 労働災害死傷者数は、平成 1 0 年代半ばから減少傾向が鈍化し、経済情勢から前年比急減した平成 2 1 年の翌年平成 2 2 年以降、3 年連続増加したところである（未確定）。
- (2) 死亡災害は、毎年着実に減少してきたが、同じく前年比急減した平成 2 1 年以降、大幅な増減を繰り返しているところである。
- (3) このように、今後の労働災害発生状況は不透明で、先行きは予断を許さない状況である。
- (4) 全国の死傷者数を、平成 2 5 年及び第 1 2 次労働災害防止計画から、労災給付データによるものから死傷病報告によるものに変更したことにより、全国統計と局署統計のもととなるデータが異なるという二本立ての状況を解消したところである。

2 趣旨

- (1) 労働災害防止のためには、本省において法令改正、ガイドラインの作成等の対策を実施するだけでなく、地方労働局・労働基準監督署が、労働災害発生状況やその要因を踏まえて、適切な労働災害防止対策を推進することが必要である。
- (2) 1 の (4) の死傷者数の統計の見直しに伴い、本省・地方労働局が同じ統計により労働災害発生状況を判断できることとなったことから、労働災害発生状況について問題があると思われる地方労働局に対するヒアリングをより合理的に実施する環境が整備されたところである。
- (3) このため、労働災害発生状況について問題があると思われる地方労働局に対して、労働災害発生状況、その要因、それらに対する労働災害防止対策等をヒアリングし、必要に応じ指導することによって、当該局の問題の解消等を図ることとする。
- (4) (3) のヒアリング、指導等の内容については、業務参考資料とする、会議で説明する等により、適宜地方労働局に周知を図ることとする。
- (5) 1 に示したような背景からは、労働災害発生状況等に問題があると思われる地方労働局に対するヒアリングする機会が、今後多くなることが想定されることから、その場合の枠組を定めることとする。

3 対象となる地方労働局

概ね暦年の第三四半期（7月）以降の各月段階の死亡者数又は死傷者数の集計結果から、次のような問題のある地方労働局のうち、ヒアリングの必要があると認められる地方労働局を対象とすることとする。

ア 前年同月比の増加率が著しく高い又は増加数が著しく多いこと。

イ 前年以前は確定値間で、当年は同月比で、複数年にわたり増加が継続していること。

ウ その他特定の業種における死亡者数又は死傷者数について、ア又はイに該当すること等、労働災害発生状況について問題があると思われること。

なお、増加率及び増加数については、基となる死亡者数等の大小を勘案することに留意することとする。

4 実施方法等

(1) ヒアリングの実施については、対象となる地方労働局に対して、時間的な余裕をもって通知することとする。

(2) ヒアリングは、対象局の本省への招致等により実施することとする。

なお、日程の設定に当たっては、全国労働基準部長会議、全国安全衛生主務課長会議等他の機会に併せて実施する等、効率的な実施に配慮することとする。

(3) ヒアリングの対象者は、労働基準部長、安全主務課長等とする。

(4) ヒアリングの実施者は、安全課の課長補佐、中央産業安全専門官、技術審査官以上の役職の者とする。

なお、労働災害発生状況の問題点の内容によっては、労働衛生課又は化学物質対策課の担当者も参加する場合があることとする。

(5) ヒアリングは、労働災害発生状況、その要因、それらに対する労働災害防止対策等について実施するが、まず実態を把握することに力点を置き、その上で問題点等に係る指導をするものとする。

(6) ヒアリングの詳細については、その都度、対象となる地方労働局に通知することとする。

(7) ヒアリング、指導等の内容については、業務参考資料とする、会議で説明する等により、適宜対象となる地方労働局以外の地方労働局に周知を図ることとする。